

千葉県一時保護所学習支援業務

落札者決定基準

令和8年3月6日

千 葉 県

— 目 次 —

第 1 落札者決定基準の位置付け	1
第 2 落札者の選定	1
1 落札者選定方式	1
2 落札者選定方法	1
3 審査の実施手順	2
第 3 第一次審査	3
1 入札参加資格審査	3
第 4 第二次審査	4
1 入札価格審査	4
2 基礎審査	4
3 業務提案審査	4
(1) 入札価格の評価方法	4
(2) 業務提案評価項目及び得点配分	5
(3) 業務提案評価項目の審査方法	5
(4) 採点基準	5
(5) 業務提案評価項目の評価基準	6
4 優秀提案者の選定	7
第 5 落札者の決定	7

第1 落札者決定基準の位置付け

千葉県一時保護所学習支援業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、千葉県（以下「県」という。）が千葉県一時保護所学習支援業務（以下「本業務」という。）を実施する者の募集及び選定を行うに当たって、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 落札者の選定

1 落札者選定方式

本業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札に基づき実施する。

2 落札者選定方法

落札者の選定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として入札価格審査、基礎審査、業務提案審査を行う。

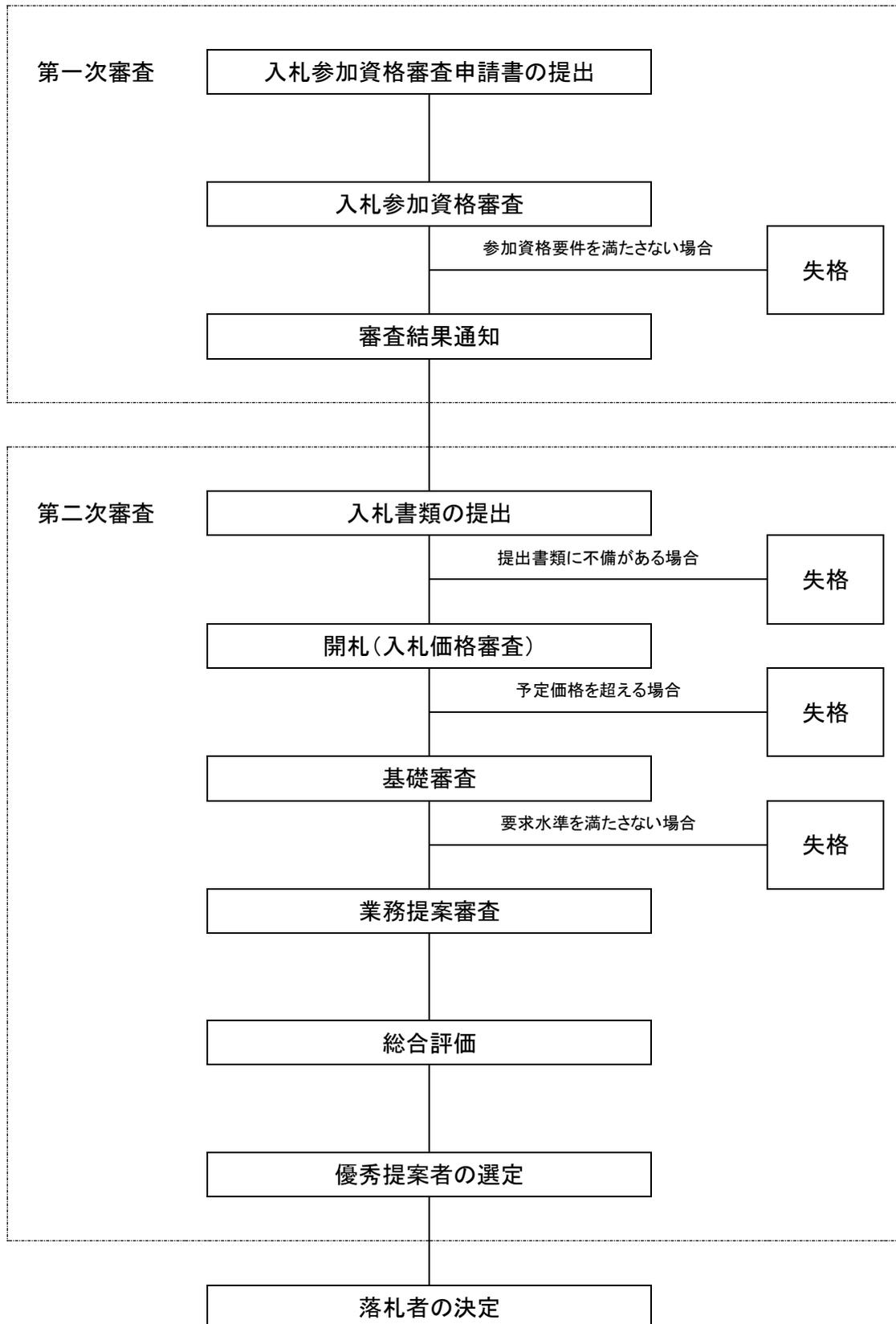
業務提案審査に当たっては、県に設置した学識経験者及び県職員で構成する「千葉県一時保護所学習支援業務総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において、入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

委員会の委員は次のとおりである。

委員長	高木 優子	千葉県健康福祉部児童家庭課長
副委員長	中村 和博	千葉県市川児童相談所長
委員	志村 修一	千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
委員	稲垣 美加子	淑徳大学 教授
委員	中村 博子	愛国学園大学 教授

3 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



第3 第一次審査

1 入札参加資格審査

県は、入札資格確認申請書により、以下に示す応募者の備えるべき入札参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

表 3-1 入札参加資格審査項目

項目	内容
入札参加者に求められる事項	<p>以下に該当しない者は、入札参加者になれないものとする。</p> <p>a 過去5年以内に地方公共団体の一時保護所等における学習支援案件の履行実績を有する者であること。</p> <p>b ISMS 又はプライバシーマークを取得している者であること。</p>
入札参加者の制限	<p>以下に該当する者は、入札参加者になれないものとする。</p> <p>a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。</p> <p>b 千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準による指名停止の期間中である者。</p> <p>c 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の更生手続き開始決定が行われている場合を除く。）</p> <p>d 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の再生手続き開始決定が行われている場合を除く。）</p> <p>e 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。</p> <p>f 破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立を行っている者。</p> <p>g 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税を滞納している者。</p> <p>h 千葉県一時保護所学習支援業務総合評価委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属している者。</p> <p>i 委員会の委員。</p>

第4 第二次審査

1 入札価格審査

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

2 基礎審査

選定委員会は、業務提案書に記載された内容が、以下に示す「要求水準の必須項目」を満たしていることを確認する。1項目でも要求水準の必須項目を充足していない、若しくは要求水準の必須項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の必須項目を満たしていることが確認された者の業務提案書について、業務提案審査を行う。

表 4-1 要求水準の必須項目

項目	要件
業務計画に関する項目	<ul style="list-style-type: none">・ プロジェクト体制が明示されているか・ 主要要員は適切に配置されているか・ 業務管理及びリスク管理が具体的且つ明確か・ 業務スケジュールが正しく認識されているか・ 研修等、業務範囲に含まれる全ての費用が見込まれているか
業務実施に関する項目	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の内容が要求水準書を満たしているか

3 業務提案審査

県は、業務提案書に記載された内容を、以下に示す加点審査によって評価し点数化する、また、入札価格についても点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点 (150 点)} = \text{入札価格点 (40 点)} + \text{加点審査点 (110 点)}$$

※ () 内はそれぞれの配点を示す。

(1) 入札価格の評価方法

入札参加者が提示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低いものを満点(40点)とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき入札参加者の入札価格点を算出する。

算出された得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点 (40 点)} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

(2) 業務提案評価項目及び得点配分

業務提案評価項目、配点及び入札価格点を以下に示す。

表 4-2 業務提案評価項目及び配点

評価項目		配点 (点)		最低基準 (点)
1. 提案内容の妥当性と具体性	①児童の多様な背景に対応した支援方法の提案	10	30	15
	②学習支援内容の具体性	10		
	③提案の実現可能性と児童福祉への配慮	10		
2. 学習支援員の資格・経験	①資格・経験の充実度	15	25	12
	②児童への理解と対応力	10		
3. タブレット端末及び教材の整備	①タブレット端末の機能制限・整備状況	5	15	7
	②Wi-Fi環境の整備等	5		
	③学習教材の適合性	5		
4. 事業実施体制と管理能力	①責任者の配置と連絡体制	5	10	5
	②業務管理体制の整備	5		
5. 研修・指導体制	①研修内容の充実度	10	20	10
	②研修後のフォローアップ体制	10		
6. 個人情報保護と安全管理	①個人情報保護の遵守計画	5	10	5
	②虐待防止研修・指導体制	5		
業務提案評価項目に関する加点審査点		110点		54点
入札価格点		40点		—
合計		150点		—

(3) 業務提案評価項目の審査方法

各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行う。

(4) 採点基準

評価水準	加点比率 (点数=配点×加点比率)
提案による効果が大きく期待できる	100%
提案による効果が期待できる	50%
提案による効果が期待できない (要求水準と同等)	0%

(5) 業務提案評価項目の評価基準

1. 提案内容の妥当性と具体性

区分	評価基準
①児童の多様な背景に対応した支援方法の提案	提案内容が一時保護所の児童の状態に適合しているか。
②学習支援内容の具体性	学習支援方法が具体的であり、実現可能な計画であるか。
③提案の実現可能性と児童福祉への配慮	提案内容が児童福祉の観点から適切か。

2. 学習支援員の資格・経験

区分	評価基準
①資格・経験の充実度	学習支援員の資格や経験が要求水準書の要件を満たしているか（教員免許、福祉施設勤務経験など）。
②児童への理解と対応力	<ul style="list-style-type: none">・児童の背景や状況について理解し、適切に対応できる能力があるか。・性犯罪前科がないことを誓約しているか。

3. タブレット端末及び教材の整備

区分	評価基準
①タブレット端末の機能制限・整備状況	タブレット端末が学習専用であり、必要な機能制限が設けられているか。
②Wi-Fi 環境の整備等	Wi-Fi 環境の構築状況や教材の整備が適切であるか。
③学習教材の適合性	児童の学力レベルに応じた教材を準備しているか。

4. 事業実施体制と管理能力

区分	評価基準
①責任者の配置と連絡体制	<ul style="list-style-type: none">・責任者の配置や連絡体制が適切に整備されているか。・業務実施状況の報告や連絡会の実施が計画されているか。
②業務管理体制の整備	業務の円滑な遂行を確保する管理体制が整っているか。

5. 研修・指導体制

区分	評価基準
①研修内容の充実度	<ul style="list-style-type: none">・学習支援員に対する事前研修が充実しているか。・児童虐待防止や児童福祉に関する理解を深める研修を実施しているか。
②研修後のフォローアップ体制	研修後のフォローアップ体制が整備されているか。

6. 個人情報保護と安全管理

区 分	評価基準
①個人情報保護の遵守計画	個人情報保護に関する法律や千葉県情報セキュリティ対策基準を遵守する計画があるか。
②虐待防止研修・指導体制	被措置児童等虐待の防止に対する十分な研修・指導体制が整っているか。

4 優秀提案者の選定

委員会は、総合評価点が最低基準値を下回らず、かつ最も高い者を優秀提案者として選定する。

第5 落札者の決定

県は、委員会の評価を踏まえ、落札者を決定する。ただし、総合評価点が最も高い者が複数の場合には、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。